

蒲郡市狭あい道路に係る後退用地等の確保と整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市における狭あい道路の後退用地等の確保と整備を促進するために必要な事項を定めることにより、もって安全で良好な居住環境の向上と災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員が1.8メートル以上4メートル未満の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路をいう。
- (2) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線又は狭あい道路が崖地、水路、線路敷地その他これに類するもの（以下「崖地等」という。）に沿う場合における、崖地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線との間に挟まれた土地をいう。
- (4) 隅切り用地 道路が同一平面で交差し、又は屈曲する箇所に設ける道路の円滑な走行及び視距改善に必要な角の一部分の土地をいう。ただし、前面道路の幅員が4メートル以上の場合はその道路境界線、狭あい道路の場合は後退線によりそれぞれ構成する部分をいう。
- (5) 工作物等 門柱、塀、擁壁、樹木その他これらに類するものをいう。
- (6) 配管等 水道メーター、水道管、ガス管、下水管、雨水ますその他これらに類するものをいう。
- (7) 建築主 狭あい道路に接する敷地に建築物を建築しようとする法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (8) 所有権者等 後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）の所有権者、借地権者、抵当権者その他当該土地について使用収益又は処分の権限を有する者をいう。

(狭あい道路に関する申出)

第3条 狭あい道路に接する土地について、次の各号のいずれかに該当する行為を

行おうとする建築主又は所有権者等（以下「申出人」という。）は、当該行為を行う前に、狭あい道路に関する申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 法第6条第1項に規定する確認を受けるための書類の提出
- (2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 前各号に関わらず、後退用地等の寄附を申出する場合

2 前項に規定する添付が必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 道路後退計画図
- (4) 後退用地の写真（2枚以上）
- (5) 委任状（代理人が申出する場合に限る。）

（申出の内容の確認及び通知）

第4条 市長は、申出書の提出があったときは、その内容を確認し、後退用地等の管理等について、狭あい道路に関する通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により申出人に通知するものとする。

（申出内容の変更及び中止）

第5条 申出人は、申出内容を変更しようとするときは、申出内容変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の申出があったときは、その内容を確認し、狭あい道路に関する変更確認通知書（第4号様式）により申出人に通知するものとする。

3 申出人は、申出内容を中止しようとするときは、申出内容中止届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（後退用地等の寄附）

第6条 所有権者等は、通知書において、後退用地等を市に寄附する旨の申出が適当と認められた場合、当該後退用地等を市へ寄附することができる。

2 前項の規定により後退用地等を寄附する場合の手続については、蒲郡市道路敷地寄附受納取扱い要綱（平成25年4月1日施行）の規定を準用する。

3 市長は、後退用地等が次のいずれかに該当する場合は、寄附を受けないものとする。

- (1) 地形上、狭あい道路の整備を行うことが著しく困難である場合
- (2) 市が所有することを制限する抵当権等の物権が設定されている土地で、権利の解除が困難である場合
- (3) その他市長が不相当と認める場合
(境界の確定等)

第7条 市長は、前条の手続があったときは、予算の範囲内において、後退用地等を含む土地の境界の確定に必要な測量を行うことができるものとする。

(工作物等の撤去及び配管等の移設)

第8条 後退用地等を寄附する者（以下「寄附申請者」という。）は、後退用地等内の工作物等の撤去及び配管等の移設を行うものとする。

(分筆及び登記)

第9条 市長は、寄附申請者が前条の規定により工作物等の撤去及び配管等の移設を完了したときは、当該後退用地等について、分筆及び所有権移転登記の手続を行うことができるものとする。

(測量等の費用負担)

第10条 市長は、寄附申請が虚偽若しくは不正の事実に基づいた場合又は寄附申請者の事由により後退用地等の寄附受納ができない場合は、寄附申請者に第7条及び前条の手続で要する費用を負担させるものとする。

(道路整備)

第11条 市長は、市への寄附がされた後退用地等について必要な管理を行うものとし、整備する必要があると認めたときは、これを行うことができるものとする。

(自己管理地)

第12条 市への寄附に至らなかった後退用地等は、申出人が自己で管理する土地（以下「自己管理地」という。）とする。

(自己管理地の後退杭等の設置)

第13条 市長は、申出人が自己管理地の後退線を自ら示すとともに、市が支給する後退杭又は後退鋌（以下「後退杭等」という。）を設置するよう求めるものとする。ただし、後退杭等を設置することが困難な場合は、市長は申出人に対し、これに代わる措置を講じるよう求めるものとする。

2 申出人は、前項の規定による後退杭等の設置又は同項ただし書の措置が完了したときは、後退杭等設置完了報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(適用除外)

第14条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 狭あい道路が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可を受けた開発行為の区域内に存在する場合
- (2) 狭あい道路又は後退用地等が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条の規定による土地区画整理事業の施行中の区域内に存在する場合
- (3) その他市長が不相当と認める場合

2 第7条及び第11条の規定は、市街化調整区域内で行う場合には、適用しない。

3 第7条の規定は、自己の居住用又は自己の業務用に供する目的以外で行う場合には、適用しない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第15条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。